

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 指定医師の取消
土地改良事業計画の縦覧
指定医師の取消
- ◇教委告示 昭和三十一年度自給飼料増産計画
定例教育委員会の招集
- ◇公告 あんま師、はり師、きゆう師試験の施行

告示

鳥取県告示第八十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）
第一条第一項の規定により、指定を受けた医師から辞退
があつたので、次のように医師の指定を取り消した。

昭和三十一年三月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名 氏名

整形外科 伊藤 盈爾

住

鳥取市富安
鳥取県身体障害者更生相談所内

所

辞退年月日

昭和三十一年
二月二十五日

取消年月日

昭和三十一年
二月二十五日

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、西伯郡大山町大字上入江惣次郎外十四
人の者から上方土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つ

た結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年三月六日

鳥取県知事 遠藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年三月七日から同年三月二十六日まで

三 縦覧の場所

西伯郡大山町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第一条第一項の規定により、指定を受けた医師から辞退があつたので、次のように医師の指定を取り消した。

昭和三十一年三月六日

診療科名	氏名	住 所	辞退年月日	取消年月日
外科	国頭昌一	鳥取市古市市立鳥取市民病院内	昭和三十一年一月四日	昭和三十一年一月四日
内科	荻野通	〃	〃一月三十一日	〃一月三十一日

鳥取県告示第九十一号

大山山麓集約酪農地域の昭和三十一年度自給飼料増産計画を酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十一年三月六日

鳥取県知事 遠藤

茂

一 飼料作物、種類別、地目別、作付予定面積及び作付方法

大山山麓集約酪農地域昭和三十一年度自給飼料増産計画

(単位町)

水	分区	
	市	町
チツパ	英雲紫	町市名村
	9.9	市吉倉
	6.4	町朝三
	1.8	町条北
	18.1	町栄大
0.5	4.2	町良由
	20.1	町伯東
	4.1	町碓赤
	1.7	村山中
	8.5	村坂逢
	13.3	町和名
0.2	44.1	町山大
0.3	5.6	町江澁
	6.3	村高大
	2.5	村泉
	0.5	村津吉
	0.8	村日春
0.3	12.4	市子米
	14.2	町本岸
	6.0	町見会
	8.7	町伯西
	4.8	町口溝
	0.1	町府江
1.3	194.1	計

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年三月六日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

溝口町	計	金屋谷字水無原 古市字向原	〃〃	二五〇	〇〇〇	〃〃
江府町	計	御机字上緑谷 貝田字大平原 久連字空山	〃〃〃〃	一七〇	二五〇〇〇〇	〃〃〃〃
逢坂村	計	松河原字庄田	〃	二四〇	二四〇	〃
合計		河蛙草川敷畔地		二一五〇	一〇〇三五〇	

日時 昭和三十一年三月六日 午前十一時

場所 鳥取県教育委員会 会議室

議題 1 定例報告

2 昭和三十一年度予算について

公 告

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和十二年法律第二百七十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師、きゆう師試験を次のとおり行う。

昭和三十一年三月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所

鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

二 試験日時

昭和三十一年三月二十二日（学科）
昭和三十一年三月二十三日（実地）
午前九時開始

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学
生理学
病理学
衛生学（消毒法を含む。）

症候概論
治療一般
あん摩理論
医事法規

実地試験
あん摩実技

2 はり師試験の科目

学科試験

解剖学
生理学
病理学
衛生学（消毒法を含む。）
症候概論
治療一般
漢方概論（経穴を含む。）
はり理論
医事法規
実地試験

はり実技
3 きゆう師試験の科目
学科試験

- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学(消毒法を含む。)
- 症候概論
- 治療一般
- 漢方概論(経穴を含む。)
- きゆう理論
- 医事法規
- 実地試験

4 きゆう実技
試験科目の免除
イ はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。
ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者、きゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。(この場合、その試験の合格証書の写の添付を要する。)

四 受験資格
建設部大臣の認定した学校もしくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、またはこれらの学校、養成施設において、それぞれあん摩師、はり師、きゆう師となるために必要な課程を修了した者。

五 試験方法
試験は学科試験および実地試験とする。
学科試験は筆記または点字をもつて行ふ。
六 受験願書の提出期間
昭和三十一年三月六日から三月二十日まで
七 受験願書の提出先
鳥取県衛生部医務課(鳥取市東町)
八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。
他府県居住者の場合は現金または普通為替で送付すること。

- 九 提出書類
- 1 受験願書(第一号書式)
 - 2 履歴書(第二号書式)
 - 3 四に該当することの証明書(卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書、修了見込証明書等)
 - 4 戸籍抄本
 - 5 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出席した試験の種類、撮影年月日、氏名、年齢を記載すること。)
 - 十 受験票の交付
受験願書を受け付けたときは受験票を送付する。

第一号書式
あん摩師(はり師、きゆう師)試験願
本籍

住所
氏名
年月日生
あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたいので、履歴書その他証明書及び写真を添えてお願いします。

鳥取県知事 殿
氏名
年月日

第二号書式
履歴書
本籍
住所
氏名

学歴
職歴
賞罰
年月日生

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右氏

名 ⑩

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍 住所

氏

名

年

月

日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受たいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いいたします。

年 月 日

氏

名 ⑩

鳥取県知事

殿

第四号書式

本籍 住所

氏

名

年 月 日生

昭和何年何都道府県において施行されたはり師試験（きゆう師試験）に合格しているが、きゆう師試験（はり師試験、あん摩師試験）を受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるようはり師試験（きゆう師試験）合格証書を添えてお願いいたします。

年 月 日

氏

名 ⑩

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取 印刷所 鳥取県鳥取市東町取 印刷所